

シリーズ

# 税制改正

## 納税環境整備による国税通則法の改正について



神津信一  
【四谷】

### はじめに

納税環境整備の諸課題について、平成22年度税制改正大綱において、納税者権利憲章の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税共通番号制度の導入について、一年以内を目途に結論を得るとされた。

政府税制調査会では、専門家委員会（委員長 神野直彦 東京大学名誉教授）の下に、納税環境整備小委員会（座長 三木義一 青山学院大学院教授）が設置され、平成23年度税制改正大綱に盛り込むべき議論が行われ、成果が「納税環境整備PT報告書」として公表された。

12月10日の税制調査会全体合会において、要望項目等に関する最終整理案がまとめられ、12月16日に閣議決定された税制改正大綱の公表に及ぶのである。

国税通則法は昭和37年の制定以来、実に約50年ぶりの大改正であり、税理士会が長年にわたって要望してきたことがここでようやく実現しようとしているのである。

平成19年12月日税連では「行政不服審査法の改正に伴い国税通則法の改正を求める意見」(※参考)を作成し、当時提案されていた行政不服審査法(以下「行審法」)の全面改正に伴う個別法としての国税通則法の改正について意見を提出したが、国会での審議未了で廃案となった経緯がある。

※参考 国税通則法改正意見 平成19年 日本税理士会連合会

1 異議申立てを廃止し、再調査請求制度を創設すること  
2 簡易・迅速な権利救済制度として機能を充実させる  
3 審査請求期間を2箇月から3箇月以内に延長すること  
4 証拠書類の閲覧・謄写を認めること  
5 審理手続きを充実させること  
6 争点主義的運営に基づく手続き規定を整備する

2 全ての課税処分について理由を記載すること  
3 第三者機関(審査会等)への意見送付手続きを行なうこと  
4 国税不服審判所の独立性を明確にし、審査制度の公正性を高めるため  
5 国税審判官の任用基準を策定すること  
6 処分を求める制度について、処分を求めない場合に審査請求を認めること

1 再調査請求は審査請求の前置でなく、納税者選択すること  
2 争点主義的運営に基づく手続き規定を整備する  
3 第三者機関(審査会等)への意見送付手続きを行なうこと  
4 国税不服審判所の独立性を明確にし、審査制度の公正性を高めるため  
5 国税審判官の任用基準を策定すること  
6 処分を求める制度について、処分を求めない場合に審査請求を認めること

「参考」現行規定 第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

納税者権利憲章の制定、納税者権利利益の保護規定及び、事前手続きから事後手続きまで一貫した規定を法で定めることとした今回の税制改正大綱により、国税通則法が国税の基本法として機能することになる。